

事務連絡  
令和2年7月2日

各土木センター所長 殿  
各土木事務所長 殿

道路課長

シエッド定期点検業務積算基準(案)の改定について

このことについて、積算基準(案)を改定したので送付します。

記

- 1 適用開始日  
令和2年7月15日以降に発注する業務から適用
- 2 積算基準(案)  
別紙のとおり
- 3 歩掛の事前開示について  
平成25年7月25日付け管492号「富山県委託業務定入札価格調査施行要領の運用について」に基づき、参考資料として事前に歩掛を開示する場合は、本積算基準(案)の歩掛により対応されたい。

事務担当：維持係  
雪対策係

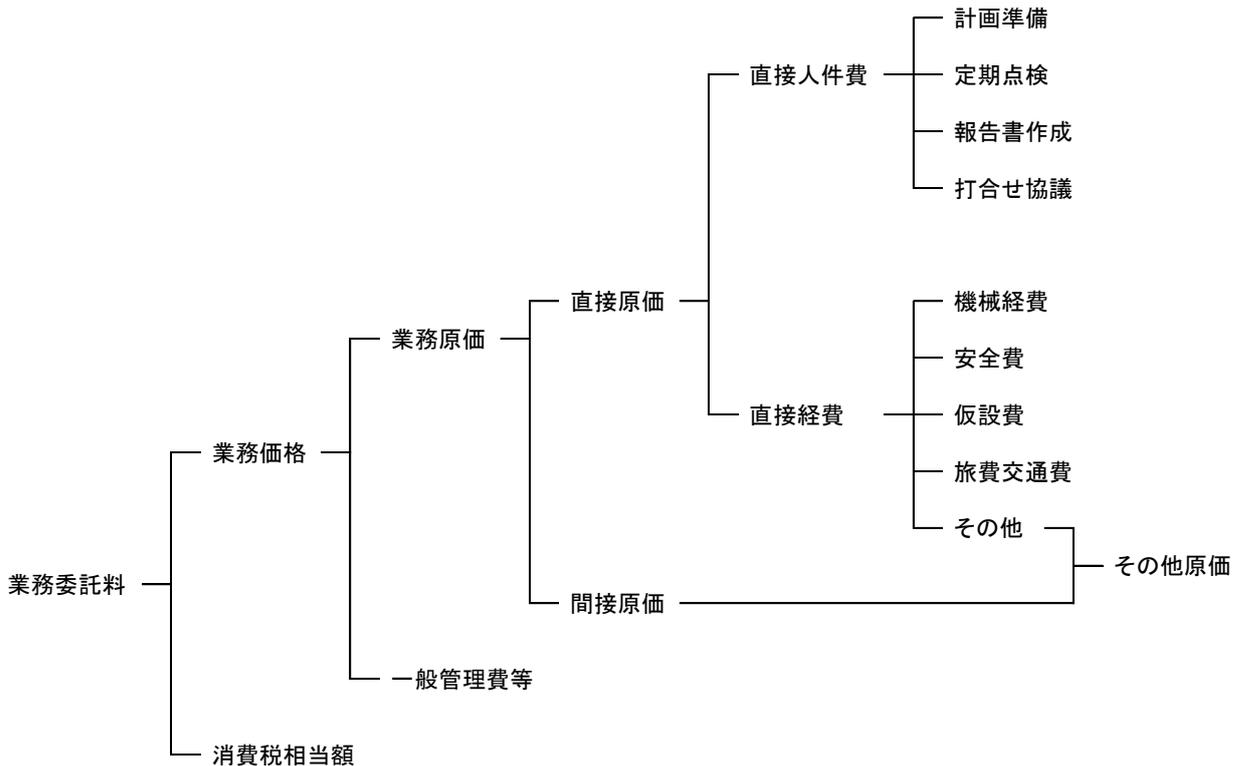
# シェッド定期点検業務積算基準（案）

## 1. 適用範囲

この積算基準は、富山県が管理する国道・県道のロックシェッド、スノーシェッド（以下、シェッドという）を「シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成31年2月 国土交通省道路局）」（以下、定期点検要領という）及び記録様式に基づき実施するシェッドの定期点検に適用する。

## 2. 業務委託料

### 2.1 業務委託料の構成



### 2.2 業務委託料構成費目の内容

#### イ. 直接原価

##### (イ) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

##### (ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

##### a 機械経費

機械経費は、高所作業車を用いる場合に、高所作業車の機械運転経費について計上する。

##### b 安全費

安全費は、高所作業車を使用する場合に、交通障害の防止と、現場の安全確保のため、交通誘導員の費用を計上するものとする。

##### c 仮設費

ロックシェッド、スノーシェッドの定期点検における足場条件は、地上、梯子、高所作業車を用いることを標準としており、その他の仮設備（足場等の設置）が必要である場合は、本歩掛の適用外とする。（別途、見積徴収により対応する）

##### d 旅費交通費

旅費交通費は、点検現場に赴く技術者の交通費等を計上するものとする。これ以外の経費については、その他原価として計上する。

ロ. 間接原価（その他原価）

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

ハ. 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益によりなる。

(イ) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部局以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ロ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

3. 業務委託料の積算

「設計業務等積算基準」に準ずる。

#### 4. 直接原価

##### 4. 1 直接人件費

###### (1) 計画準備

業務計画書作成、現地踏査、関係機関との協議資料作成等を行う。

###### 1) 業務計画書作成

業務計画書及び詳細な点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料収集を行う。

###### 2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、シェッドの変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、シェッドの立地環境、交通状況、交通規制の要否、点検手段の検討等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

###### 3) 関係機関との協議資料作成

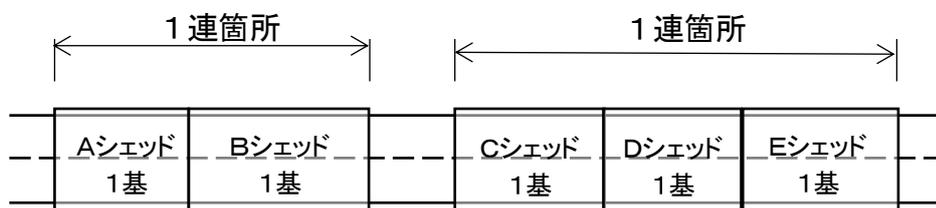
定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う

(10連箇所当り)

内空の車線構成	1連箇所延長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
2車線未満	50m未満	3.0	2.0	3.0	4.5	3.0
2車線未満	50m以上100m未満	3.0	2.0	3.0	4.5	3.0
2車線未満	100m以上200m未満	3.6	2.4	3.6	5.4	3.6
2車線未満	200m以上300m未満	3.6	2.4	3.6	5.4	3.6
2車線未満	300m以上500m未満	4.2	2.8	4.2	6.3	4.2
2車線未満	500m以上700m未満	4.8	3.2	4.8	7.2	4.8
2車線未満	700m以上800m未満	5.4	3.6	5.4	8.1	5.4
2車線以上	50m未満	3.0	2.0	3.0	4.5	3.0
2車線以上	50m以上100m未満	3.0	2.0	3.0	4.5	3.0
2車線以上	100m以上200m未満	3.6	2.4	3.6	5.4	3.6
2車線以上	200m以上300m未満	3.6	2.4	3.6	5.4	3.6
2車線以上	300m以上500m未満	4.2	2.8	4.2	6.3	4.2
2車線以上	500m以上700m未満	4.8	3.2	4.8	7.2	4.8
2車線以上	700m以上800m未満	5.4	3.6	5.4	8.1	5.4

注1. 1連箇所とは、複数のシェッドが隣接し、連続して設置されている1区間を「1連箇所」という

事例：



明かり部

「連箇所」：計画準備、点検の際に用いる単位  
(本事例では2連箇所)

「基」：報告書作成の際に用いる単位  
(本事例では5基)

(2) 定期点検

定期点検は、現地点検作業と点検調書作成を行う。

1) 現地点検及び診断

定期点検要領に基づき、高所作業車又は梯子等を用いて、シェッドの変状やシェッドにある付属物の変状や取り付け状態の異常を発見し、その程度を把握することを目的に、近接目視及び必要に応じて打音検査や触診を併用して行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断とシェッド毎の健全性の診断を行う。また、シェッド及びシェッド等にある付属物の状態の検査を行い、第三者被害の可能性のあるうき・剥離部を撤去したり、付属物の取り付け状態の改善等を行う。

2) 点検調書の作成

点検結果及び診断結果について、定期点検要領の記入例に基づき Microsoft Excel（形式については協議すること）にて点検調書（記録様式）の作成を行う。

また、必要に応じて道路管理者が保有するシェッド台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

○ロックシェッド

(10連箇所当り)

内空の車線構成	1 連箇所延長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
2 車線未満	50m未満	-	2.0	6.0	8.0	8.0
2 車線未満	50m 以上 100m 未満	-	2.5	10.0	12.0	12.0
2 車線未満	100m 以上 200m 未満	-	3.0	15.0	20.0	20.0
2 車線未満	200m 以上 300m 未満	-	3.5	21.0	30.0	30.0
2 車線未満	300m 以上 500m 未満	-	4.0	35.0	45.0	45.0
2 車線未満	500m 以上 700m 未満	-	4.5	45.0	60.0	60.0
2 車線未満	700m 以上 800m 未満	-	5.0	51.0	70.0	70.0
2 車線以上	50m未満	-	2.0	8.0	9.5	9.5
2 車線以上	50m 以上 100m 未満	-	2.5	12.0	15.0	15.0
2 車線以上	100m 以上 200m 未満	-	3.0	18.0	24.0	24.0
2 車線以上	200m 以上 300m 未満	-	3.5	25.2	35.0	35.0
2 車線以上	300m 以上 500m 未満	-	4.5	40.0	53.0	53.0
2 車線以上	500m 以上 700m 未満	-	5.0	54.0	75.0	75.0
2 車線以上	700m 以上 800m 未満	-	5.5	61.5	84.0	84.0

○スノーシェッド

(10連箇所当り)

内空の車線構成	1 連箇所延長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
2 車線未満	50m未満	-	1.5	5.0	6.7	6.7
2 車線未満	50m 以上 100m 未満	-	1.8	8.6	10.3	10.3
2 車線未満	100m 以上 200m 未満	-	2.4	12.0	17.0	17.0
2 車線未満	200m 以上 300m 未満	-	3.0	17.0	24.0	24.0
2 車線未満	300m 以上 500m 未満	-	3.7	26.5	37.0	37.0
2 車線未満	500m 以上 700m 未満	-	4.2	36.0	48.0	48.0
2 車線未満	700m 以上 800m 未満	-	4.7	42.0	54.0	54.0
2 車線以上	50m未満	-	1.8	5.8	7.8	7.8
2 車線以上	50m 以上 100m 未満	-	2.0	9.0	11.5	11.5
2 車線以上	100m 以上 200m 未満	-	2.4	14.5	20.0	20.0
2 車線以上	200m 以上 300m 未満	-	3.0	20.5	27.0	27.0
2 車線以上	300m 以上 500m 未満	-	3.8	32.0	42.5	42.5
2 車線以上	500m 以上 700m 未満	-	4.5	43.5	58.0	58.0
2 車線以上	700m 以上 800m 未満	-	5.3	50.0	65.0	65.0

[ロックシェッド、スノーシェッド共通]

- 注1. 1連箇所とは、複数のシェッドが隣接し、連続して設置されている1区間を「1連箇所」という。  
 注2. 1連箇所において、ロックシェッドとスノーシェッドが混在している場合は、延長割合の大きい方の歩掛を適用すること。  
 注3. うき、剥離箇所のハンマーによる撤去、取り付け金具等のボルト増し締め、がたつきのある照明灯具の番線固定等、点検時に実施可能な応急的な措置を含む。  
 注4. 高所作業車を使用する場合は、別途「機械経費」を計上すること。  
 注5. 点検に仮設備（足場等）が必要なシェッドは、本歩掛の適用外とする（別途、見積徴収する）  
 注6. 点検調書（記録様式）の作成を含む。  
 注7. シェッド間の移動時間、台帳等の記載事項を補完するための現地計測を含む。

(3) 報告書作成

(ロックシェッド、スノーシェッド共通)

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。また、報告書の電子データ（オリジナルデータ及びPDF）についても納品する。

(10基当り)

内空の車線構成	1基延長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
2車線未満	10m未満	0.5	-	2.0	2.0	-
2車線未満	10m以上30m未満	0.5	-	2.0	2.0	-
2車線未満	30m以上50m未満	0.5	-	2.0	2.0	-
2車線未満	50m以上70m未満	0.5	-	2.0	2.0	-
2車線未満	70m以上90m未満	0.5	-	2.0	2.0	-
2車線以上	10m未満	0.5	-	2.0	2.0	-
2車線以上	10m以上30m未満	0.5	-	2.0	2.0	-
2車線以上	30m以上50m未満	0.5	-	2.0	2.0	-
2車線以上	50m以上70m未満	0.5	-	2.0	2.0	-
2車線以上	70m以上90m未満	0.5	-	2.0	2.0	-

- 注1. 90m以上は、適用外とする。（別途、見積徴収する）  
 注2. 点検調書は施設毎に作成するため、基数あたりとする。  
 注3. 報告書及び電子データ（エクセル、ワード等）の納品を含む。

(4) 打合せ協議

(ロックシェッド、スノーシェッド共通)

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

- 1) 業務着手時  
業務計画書を基に調査方法や内容の打合せを行うとともに、点検に必要な資料等の貸与を行う。
- 2) 中間打合せ  
現地踏査終了時や現地点検完了時などの区切りにおいて打合せを行う。
- 3) 成果品納入時  
成果品のとりまとめが完了した時点において打合せを行う。

(1業務当り)

項目	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務着手時	0.5	-	0.5	-	-
中間打合せ	1回当たり	-	-	0.5	0.5
成果品納入時	0.5	-	0.5	-	-

- 注1. 中間打合せは、1業務当たり1回を標準とするが、業務内容を勘案して追加することができ、回数を計上する。  
 注2. 打合せ回数は特記仕様書に明記する。

#### 4. 2 直接経費

##### (1) 機械経費

シェッドの点検において、高所作業車が必要な場合の費用について計上する。

(ロックシェッド、スノーシェッド共通)

##### 1) 高所作業車 運転

(1日当り)

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間×4.2L
高所作業車 賃料	トラック架装・伸縮ブーム・ バスケット型・作業床高9.7m	日	1.0	
諸雑費		式	1.0	

注1. 作業車の運転日数は、定期点検日数と同じ日数を計上する。

##### 2) 作業日数

(10連箇所当り)

内空の車線構成	1連箇所延長	作業日数	
		ロックシェッド	スノーシェッド
2車線未満	50m未満	6.0	5.0
2車線未満	50m以上100m未満	10.0	8.6
2車線未満	100m以上200m未満	15.0	12.0
2車線未満	200m以上300m未満	21.0	17.0
2車線未満	300m以上500m未満	35.0	26.5
2車線未満	500m以上700m未満	45.0	36.0
2車線未満	700m以上800m未満	51.0	42.0
2車線以上	50m未満	8.0	5.8
2車線以上	50m以上100m未満	12.0	9.0
2車線以上	100m以上200m未満	18.0	14.5
2車線以上	200m以上300m未満	25.2	20.5
2車線以上	300m以上500m未満	40.0	32.0
2車線以上	500m以上700m未満	54.0	43.5
2車線以上	700m以上800m未満	61.5	50.0

##### 3) 日当たり稼働時間

(h/日)

内空の車線構成	1連箇所延長	日当たり稼働時間	
		ロックシェッド	スノーシェッド
2車線未満	50m未満	5.2	5.2
2車線未満	50m以上100m未満	5.2	5.2
2車線未満	100m以上200m未満	5.2	5.2
2車線未満	200m以上300m未満	5.2	5.2
2車線未満	300m以上500m未満	5.2	5.2
2車線未満	500m以上700m未満	5.2	5.2
2車線未満	700m以上800m未満	5.2	5.2
2車線以上	50m未満	5.2	5.2
2車線以上	50m以上100m未満	5.2	5.2
2車線以上	100m以上200m未満	5.2	5.2
2車線以上	200m以上300m未満	5.2	5.2
2車線以上	300m以上500m未満	5.2	5.2
2車線以上	500m以上700m未満	5.2	5.2
2車線以上	700m以上800m未満	5.2	5.2

(2) 安全費

車道部等において高所作業車を使用する場合等、交通障害の防止と現場の安全確保のため、交通誘導員の費用を計上する。

交通誘導員の配置については、交通規制箇所の前後に1名ずつ、高所作業車周辺に1名、計3名の配置を基本とするが、規制状況や交通状況により減員または増員するものとする。

現地状況により、交通誘導員を追加して配備する必要がある場合には、調査職員と協議することとし、契約変更の対象とする。

(3) 仮設費

足場が必要となる点検の場合は、別途見積等により積算することとし、本定期点検歩掛の適用外とする。

(4) 旅費交通費

設計業務等に準じて計上する。

事務連絡  
平成26年11月25日

各土木センター所長 殿  
各土木事務所所長 殿

道路課長

定期点検業務積算基準(案)について  
(シェッド、大型カルバート、横断歩道橋)

このことについて、定期点検業務積算基準(案)を策定しましたので送付します。

記

- 1 適用開始日  
平成26年12月1日以降に発注する業務から適用
- 2 積算基準(案)  
別紙のとおり
- 3 歩掛の事前開示について  
平成25年7月25日付け管492号「富山県委託業務定入札価格調査施行要領の運用について」に基づき、参考資料として事前に歩掛を開示する場合は、本積算基準(案)の歩掛により対応されたい。

事務担当：道路課 維持係  
雪対策係

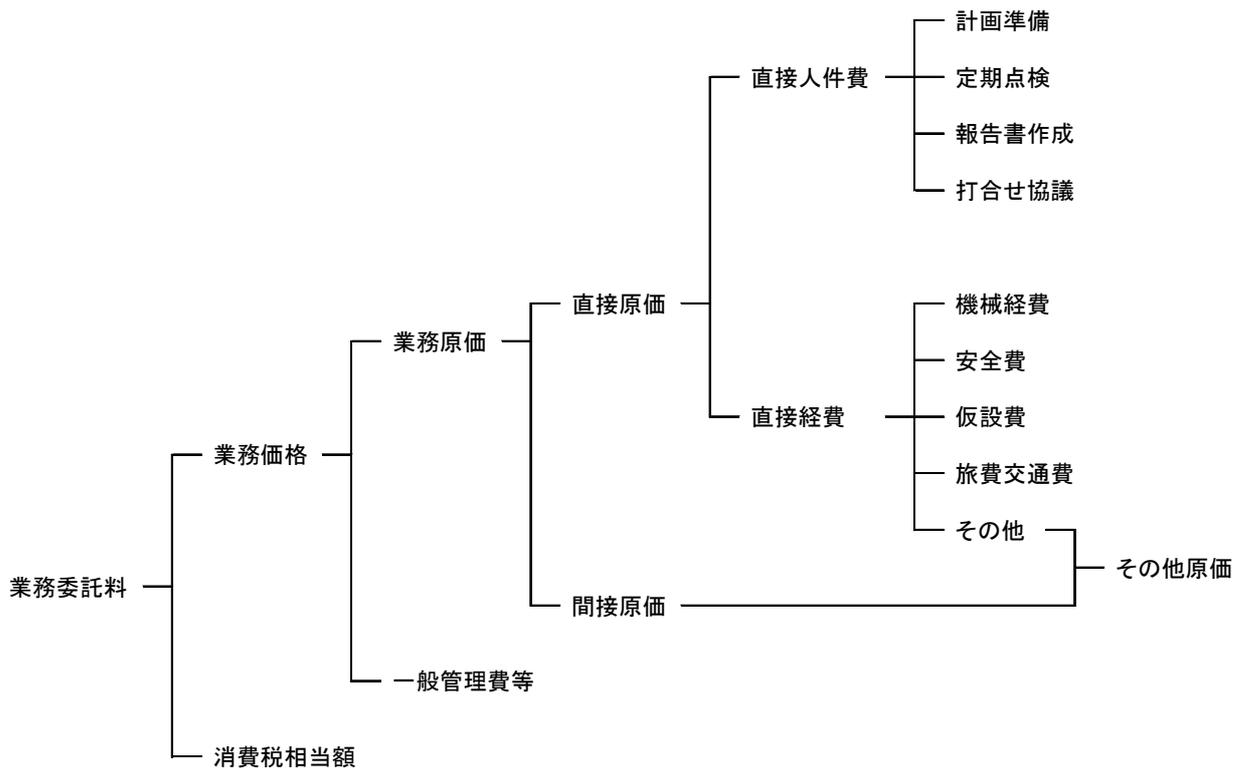
# 大型カルバート定期点検業務積算基準（案）

## 1. 適用範囲

この積算基準は、富山県が管理する国道・県道の大型カルバートを「シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成26年6月 国土交通省道路局）」（以下、定期点検要領という）及び記録様式に基づき実施する大型カルバートの定期点検に適用する。

## 2. 業務委託料

### 2.1 業務委託料の構成



### 2.2 業務委託料構成費目の内容

#### イ. 直接原価

##### (イ) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

##### (ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

##### a 機械経費

機械経費は、高所作業車を用いる場合に、高所作業車の機械運転経費について計上する。

##### b 安全費

安全費は、高所作業車を使用する場合に、交通障害の防止と、現場の安全確保のため、交通誘導員の費用を計上するものとする。

##### c 仮設費

大型カルバートの定期点検における足場条件は、地上、梯子、高所作業車を用いることを標準としており、その他の仮設備（足場等の設置）が必要である場合は、本歩掛の適用外とする。（別途、見積徴収により対応する）

d 旅費交通費

旅費交通費は、点検現場に赴く技術者の交通費等を計上するものとする。  
これ以外の経費については、その他原価として計上する。

ロ. 間接原価（その他原価）

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

ハ. 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費。  
一般管理費等は、一般管理費及び付加利益によりなる。

(イ) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署局以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ロ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

### 3. 業務委託料の積算

「設計業務等積算基準」に準ずる。

### 4. 直接原価

#### 4. 1 直接人件費

##### (1) 計画準備

業務計画書作成、現地踏査、関係機関との協議資料作成等を行う。

##### 1) 業務計画書作成

業務計画書及び詳細な点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料収集を行う。

##### 2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、大型カルバートの変状(劣化・損傷等)程度を把握する他、大型カルバートの立地環境、交通状況、交通規制の要否、点検手段の検討等について現場の概況を調査して記録(写真撮影含む)する。

##### 3) 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

(10箇所当り)

項目	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
内空に2車線以上の道路を有する	0.5	0.5	2.5	2.5	2.5
内空に1車線の道路を有する	0.5	0.5	2.5	2.5	2.5
内空に自歩道又は水路を有する	0.5	0.5	2.5	2.5	2.5

注1. 大型カルバート延長40m以上又は内空に4車線以上の道路を有する大規模なカルバートは、本歩掛の適用外とする。(別途、見積徴収する)

注2. JR等の鉄道下を横断する大型カルバートは、本歩掛の適用外とする。(別途、見積徴収する)

## (2) 定期点検

定期点検は、現地点検作業と点検調書作成を行う。

### 1) 現地点検及び診断

定期点検要領に基づき、高所作業車又は梯子等を用いて、大型カルバートの変状や大型カルバートにある付属物の変状や取り付け状態の異常を発見し、その程度を把握することを目的に、近接目視及び必要に応じて打音検査や触診を併用して行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と大型カルバート毎の健全性の診断を行う。また、大型カルバート及び大型カルバート等にある付属物の状態の検査を行い、第三者被害の可能性があるうき・剥離部を撤去したり、付属物の取り付け状態の改善等を行う。

### 2) 点検調書の作成

点検結果及び診断結果について、定期点検要領の記入例に基づき Microsoft Excel（形式については協議すること）を用いて点検調書（記録様式）の作成を行う。

また、必要に応じて道路管理者が保有する大型カルバート台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

(10箇所当り)

項目			点検員		
	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
内空に2車線以上の道路を有する	0.5	1.0	5.0	5.0	6.0
内空に1車線の道路を有する	0.5	1.0	3.0	3.0	4.0
内空に自歩道又は水路を有する	0.5	1.0	2.5	2.5	3.5

注1. 大型カルバート延長40m以上又は内空に4車線以上の道路を有する大規模なカルバートは、本歩掛の適用外とする。(別途、見積徴収する)

注2. JR等の鉄道下を横断する大型カルバートは、本歩掛の適用外とする。(別途、見積徴収する)

注3. うき、剥離箇所のハンマーによる撤去、取り付け金具等のボルト増し締め、がたつきのある照明灯具の番線固定等、点検時に実施可能な応急的な措置を含む。

注4. 高所作業車を使用する場合は、別途「機械経費」を計上すること。

注5. 点検に仮設備（足場等）が必要な大型カルバートは、本歩掛の適用外とする。  
(別途、見積徴収する)

注6. 点検調書（記録様式）の作成を含む。

注7. 大型カルバート間の移動時間、台帳等の記載事項を補完するための現地計測を含む。

## (3) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。また、報告書の電子データ（オリジナルデータ及びPDF）についても納品する。

(10箇所当り)

項目	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
内空に2車線以上の道路を有する	—	—	0.5	0.5	1.0
内空に1車線の道路を有する	—	—	0.5	0.5	1.0
内空に自歩道又は水路を有する	—	—	0.5	0.5	1.0

注1. 大型カルバート延長40m以上又は内空に4車線以上の道路を有する大規模なカルバートは、本歩掛の適用外とする。(別途、見積徴収する)

注2. JR等の鉄道下を横断する大型カルバートは、本歩掛の適用外とする。(別途、見積徴収する)

注3. 報告書及び電子データ（エクセル、ワード等）の納品を含む。

(4) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

1) 業務着手時

業務計画書を基に調査方法や内容の打合せを行うとともに、点検に必要な資料等の貸与を行う。

2) 中間打合せ

現地踏査終了時や現地点検完了時などの区切りにおいて打合せを行う。

3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点において打合せを行う。

(1 業務当り)

項 目		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務着手時		0.5	—	0.5	—	—
中間打合せ	1 回当たり	—	—	0.5	0.5	—
成果品納入時		0.5	—	0.5	—	—

注1. 中間打合せは、1 業務当たり 1 回を標準とするが、業務内容を勘案して追加することができ、回数分を計上する。

注2. 打合せ回数は特記仕様書に明記する。

4. 2 直接経費

(1) 機械経費

大型カルバート等の点検において高所作業車が必要な場合の費用について計上する。

1) 高所作業車 運転

(1 日当り)

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間×3.8
高所作業車 賃料	トラック架装・伸縮ブーム・バスケット型 9.7m	日	1.4	
諸雑費		式	1	

2) 作業日数

(10箇所当り)

項目	作業日数
内空に2車線以上の道路を有する	5.0
内空に1車線の道路を有する	3.0
内空に自歩道又は水路を有する	—

3) 日当たり稼働時間

(h/日)

項目	日当り稼働時間
内空に2車線以上の道路を有する	5.2
内空に1車線の道路を有する	5.2
内空に自歩道又は水路を有する	—

(2) 安全費

車道部等において高所作業車を使用する場合等、交通障害の防止と現場の安全確保のため、交通誘導員の費用を計上する。

交通誘導員の配置については、交通規制箇所の前後に1名ずつ、高所作業車周辺に1名、計3名の配置を基本とするが、規制状況や交通状況により減員または増員するものとする。

現地状況により、交通誘導員を追加して配備する必要がある場合には、調査職員と協議することとし、契約変更の対象とする。

(3) 仮設費

足場が必要となる点検の場合は、別途見積等により積算することとし、本定期点検歩掛の適用外とする。

(4) 旅費交通費

設計業務等に準じて計上する。

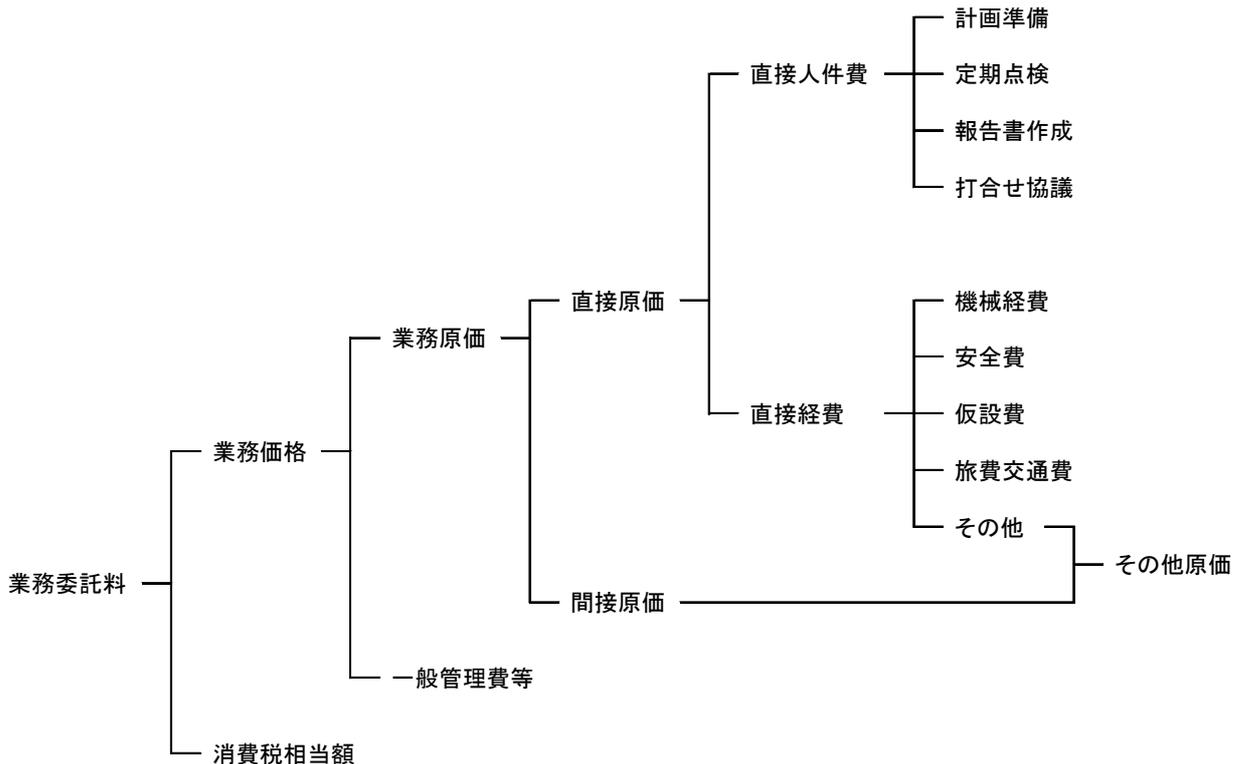
## 横断歩道橋定期点検業務積算基準（案）

### 1. 適用範囲

この積算基準は、富山県が管理する国道・県道の横断歩道橋を「横断歩道橋定期点検要領（平成26年6月 国土交通省道路局）」（以下、定期点検要領という）及び記録様式に基づき実施する横断歩道橋の定期点検に適用する。

### 2. 業務委託料

#### 2.1 業務委託料の構成



#### 2.2 業務委託料構成費目の内容

##### イ. 直接原価

###### (イ) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

###### (ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

###### a 機械経費

機械経費は、高所作業車を用いる場合に、高所作業車の機械運転経費について計上する。

###### b 安全費

安全費は、高所作業車を使用する場合に、交通障害の防止と、現場の安全確保のため、交通誘導員の費用を計上するものとする。

###### c 仮設費

横断歩道橋の定期点検における足場条件は、地上、梯子、高所作業車を用いることを標準としており、その他の仮設備（足場等の設置）が必要である場合は、本歩掛の適用外とする。（別途、見積徴収により対応する）

d 旅費交通費

旅費交通費は、点検現場に赴く技術者の交通費等を計上するものとする。  
これ以外の経費については、その他原価として計上する。

ロ. 間接原価（その他原価）

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

ハ. 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費。  
一般管理費等は、一般管理費及び付加利益によりなる。

(イ) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署局以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ロ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

### 3. 業務委託料の積算

「設計業務等積算基準」に準ずる。

### 4. 直接原価

#### 4. 1 直接人件費

##### (1) 計画準備

業務計画書作成、現地踏査、関係機関との協議資料作成等を行う。

##### 1) 業務計画書作成

業務計画書及び詳細な点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料収集を行う。

##### 2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、歩道橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、歩道橋の立地環境、交通状況、交通規制の要否、点検手段の検討等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

##### 3) 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

(10箇所当り)

横断車線数	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
2車線の道路を横断	0.5	0.5	2.5	2.5	2.5
3車線以上の道路を横断	0.5	0.5	2.5	2.5	2.5

注1. 車線数については、付加車線も含めた数とする。

注2. 特殊な条件の横断歩道橋（2箇所の車道部を横断する横断歩道橋等）は本歩掛の適用外とする。  
（別途、見積徴収する）

##### (2) 定期点検

定期点検は、現地点検作業と点検調書作成を行う。

##### 1) 現地点検及び診断

定期点検要領に基づき、高所作業車又は梯子等を用いて、横断歩道橋点検を近接目視にて行うと

ともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と横断歩道橋毎の健全性の診断を行う。

## 2) 点検調書の作成

点検結果及び診断結果について、定期点検要領の記入例に基づき Microsoft Excel（形式については協議すること）を用いて点検調書（記録様式）の作成を行う。

また、必要に応じて道路管理者が保有する横断歩道橋台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

(10箇所当り)

横断車線数			点検員		
	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
2車線の道路を横断	0.5	2.0	5.0	5.0	7.0
3車線以上の道路を横断	0.5	2.0	7.0	7.0	9.0

注1. 高所作業車を使用する場合は、別途「機械経費」を計上すること。

注2. 点検に仮設備（足場等）が必要な横断歩道橋は、本歩掛の適用外とする（別途、見積徴収する）

注3. 点検調書（記録様式）の作成を含む。

注4. 横断歩道橋間の移動時間、台帳等の記載事項を補完するための現地計測を含む。

## (3) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。また、報告書の電子データ（オリジナルデータ及びPDF）についても納品する。

(10箇所当り)

横断車線数	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
2車線の道路を横断	—	—	0.5	0.5	1.0
3車線以上の道路を横断	—	—	0.5	0.5	1.0

注. 報告書及び電子データ（エクセル、ワード等）の納品を含む。

## (4) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

### 1) 業務着手時

業務計画書を基に調査方法や内容の打合せを行うとともに、点検に必要な資料等の貸与を行う。

### 2) 中間打合せ

現地踏査終了時や現地点検完了時などの区切りにおいて打合せを行う。

### 3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点において打合せを行う。

(1業務当り)

項目		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務着手時		0.5	—	0.5	—	—
中間打合せ	1回当たり	—	—	0.5	0.5	—
成果品納入時		0.5	—	0.5	—	—

注1. 中間打合せは、1業務当たり1回を標準とするが、業務内容を勘案して追加することができ、回数分を計上する。

注2. 打合せ回数は特記仕様書に明記する。

#### 4. 2 直接経費

##### (1) 機械経費

車道横断部等の点検において、高所作業車が必要な場合の費用について計上する。

##### 1) 高所作業車 運転

(1日当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当たり稼働時間×3.8
高所作業車 賃料	トラック架装・伸縮ブーム・バスケット型 9.7m	日	1.4	
諸雑費		式	1	

##### 2) 作業日数

(10箇所当たり)

横断車線数	作業日数
2車線の道路を横断	5.0
3車線以上の道路を横断	7.0

##### 3) 日当たり稼働時間

(h/日)

横断車線数	日当たり稼働時間
2車線の道路を横断	5.2
3車線以上の道路を横断	5.2

##### (2) 安全費

車道横断部等において高所作業車を使用する場合等、交通障害の防止と現場の安全確保のため、交通誘導員の費用を計上する。

交通誘導員の配置については、交通規制箇所の前後に1名ずつ、高所作業車周辺に1名、計3名の配置を基本とするが、規制状況や交通状況により減員または増員するものとする。

現地状況により、交通誘導員を追加して配備する必要がある場合には、調査職員と協議することとし、契約変更の対象とする。

##### (3) 仮設費

足場が必要となる点検の場合は、別途見積等により積算することとし、本定期点検歩掛の適用外とする。

##### (4) 旅費交通費

設計業務等に準じて計上する。

道 第 2 8 3 号  
令和 3 年 3 月 29 日

各土木センター所長 }  
各土木事務所長 } 殿

道 路 課 長

富山県橋梁定期点検業務積算基準の改訂について（通知）

このことについて、別添のとおり改訂し、令和 3 年 4 月 1 日から運用することとしたので通知します。

（事務担当 橋りょう係）

# 富山県橋梁定期点検（レベル1点検）業務積算基準（初回点検、2回目以降点検）

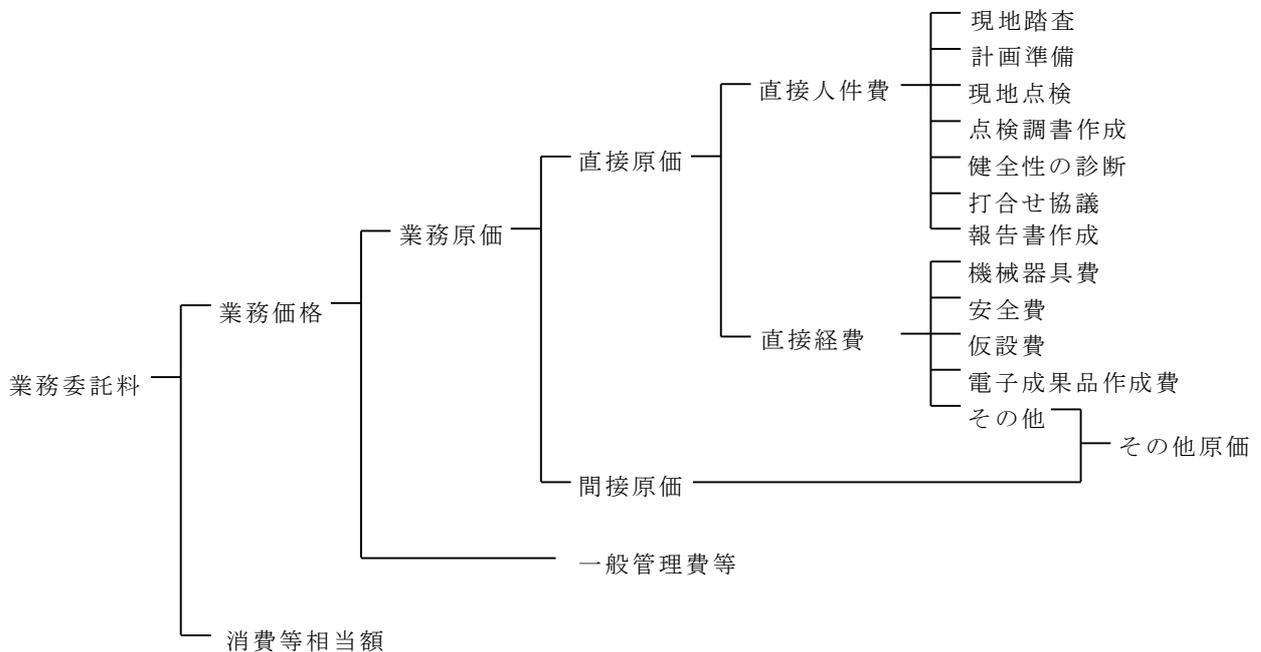
## 1 適用範囲

この積算基準は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）」に基づき実施する**橋長2m以上の初回および2回目以降の橋梁定期点検（レベル1点検）に適用**する。ただし、構造が特殊な橋梁（アーチ橋、トラス橋、吊橋、箱桁橋（鋼）等）については、対象としない。

なお、本積算基準に記載のない事項については、富山県土木部の「設計業務等共通仕様書」による。

## 2 業務委託料の構成

積算体系は、「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」に準じる。



## 3 直接人件費

### 3-1 現地踏査

#### (1) 業務内容

業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、設計図書との整合性、橋梁の立地環境、交通規制の要否、近接手段等について、現地の状況を調査・把握する。2回目点検以降の場合、現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施するものとする。

#### (2) 標準歩掛

単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
現地踏査	1.50				1.50	10橋当たり

注) 橋梁間の移動時間を含む。

### 3-2 計画準備

#### (1) 業務内容

- ① 業務を実施するにあたり、必要となる既存資料の収集を行う。
- ② 富山県橋梁維持管理システムから点検対象橋梁の調書を出力する。
- ③ 次の事項を記載した業務実施計画書を作成する。
  - a 業務概要            b 実施方針            c 業務工程
  - d 業務組織計画        e 打合せ計画        f 成果品の内容、部数
  - g 使用する主な図書及び基準      h 連絡体制（緊急時含む）
  - i 屋外で行う業務において使用する主な機器      j その他
- ④ 2回目点検以降の場合、既存資料の収集および業務計画書の作成にあたっては、既存の定期点検の記録等を活用して実施するものとする。

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
計画準備		1.00		1.00		10橋当たり

### 3-3 現地点検

#### (1) 業務内容

1編成は、橋梁点検員1名、点検補助員2名を標準とする。

- ① 地上、足場上、あるいは梯子、高所作業車及び橋梁点検車を用いて、全径間の全部材の近接目視点検を行う。また、必要に応じて、触診や打音検査を行う。
- ② 損傷の状況、程度、位置等がわかるよう写真撮影及び損傷図の作成を行う。  
2回目点検以降の場合、損傷図の作成にあたっては、既存の定期点検の記録等を活用して実施するものとする。

(2) 標準歩掛（高所作業車・橋梁点検車運転員、交通整理員等については、別途積上げる。）

- ① 上部工等（上部工のほか、路上、路面、その他の工種を対象とする。）

標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
現地点検 (上部工等)			5.00	5.00	5.00	10橋当たり

上部工等の現地点検歩掛については、次式により点検面積A[m<sup>2</sup>]及び作業条件による補正を行うものとする。

$$(\text{歩掛}) = (\text{標準歩掛}) \times \Sigma j$$

$$\Sigma j = j_1 + j_2 + \dots + j_n$$

$$j_n = 2 \times (\alpha \times A + \beta)$$

$\Sigma j$  : 上部工等の総補正係数

$j_n$  : 橋梁ごとの補正係数（小数点第3位を四捨五入するものとする。）

A : 点検面積[m<sup>2</sup>]    A = 橋長[m] × 全幅員(地覆外縁間距離)[m]

（小数点第2位を四捨五入するものとする。）

$\alpha$ 、 $\beta$  : 作業条件による補正係数

作業条件による補正係数

作業条件	$\alpha$	$\beta$
地上	0.001	0.25
足場	0.0012	0.3
高所作業車	0.0013	0.3
橋梁点検車	0.0013	0.3

注) 橋梁点検車はBT-200およびBT-400相当。

② 下部工及び支承部

標準歩掛

単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
現地点検 (下部工及び支承部)			1.50	1.50	1.50	10箇所当たり

下部工及び支承部の現地点検歩掛については、次式により作業条件による補正を行うものとする。

$$(\text{歩掛}) = (\text{標準歩掛}) \times \Sigma k$$

$$\Sigma k = (k_1 \times n_1) + (k_2 \times n_2) + \dots + (k_n \times n_n)$$

$\Sigma k$  : 下部工及び支承部の総補正係数

$k_n$  : 作業条件による補正係数

$n_n$  : 橋梁ごとの下部工の箇所数

補正係数は、橋梁ごとに選択するものとし、下部工の点検に必要な作業条件のうち支配的な条件を選択するものとする。

なお、橋脚部については、橋脚1基につき1箇所とし、橋台部については、橋台2基で1箇所として算出する。

作業条件による補正係数

作業条件	補正係数 ( $k_n$ )
地上	1.0
足場	1.1
梯子	1.1
高所作業車	1.2
橋梁点検車	1.2

注) 橋梁点検車はBT-200およびBT-400相当。

3-4 点検調書作成

(1) 業務内容

現地点検の結果を整理し、次の事項等を富山県橋梁維持管理システムに入力する。

- ① 工種・部材・材料ごとの損傷程度の評価
- ② 損傷図
- ③ 損傷写真

(2) 標準歩掛

単位[人]

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	摘要
点検調書作成			0.25	0.50	0.50	1橋当たり

点検調書作成については、対象橋梁ごとに点検面積A[m<sup>2</sup>]に応じた補正率を標準歩掛に掛けて算出するものとする。

歩掛は、1橋ごとに補正率 $\gamma$ を掛けたものの小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位としたものを合計するものとする。

$$\gamma = 0.5 + 0.002 \times A$$

$\gamma$  : 補正係数

A : 点検面積[m<sup>2</sup>] A = 橋長[m] × 全幅員(地覆外縁間距離)[m]

### 3-5 健全性の診断

#### (1) 業務内容

緊急的な対策が必要と判断される損傷とそれ以外の損傷に区分し、部材単位及び橋梁単位で「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」(平成26年国土交通省告示第426号)に基づき、健全性を診断する。また、富山県橋梁維持管理システムに所見を入力する。

#### (2) 標準歩掛

単位[人]

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	摘要
健全性の診断	0.50		0.50			1橋当たり

### 3-6 打合せ協議

#### (1) 業務内容

##### ① 業務着手時打合せ

業務計画書を基に、調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、富山県橋梁点検マニュアル、富山県橋梁維持管理システム等の点検に必要な資料等の貸与を行う。

##### ② 中間打合せ

健全性診断時の1回を標準とし、打合せを行う。

##### ③ 成果品納入時打合せ

成果品のまとめが完了した時点で打合せを行う。

#### (2) 標準歩掛

単位[人]

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	摘要
業務着手時打合せ	0.50		0.50			1業務当たり
中間打合せ	0.50		0.50			1業務当たり
成果品納入時打合せ	0.50		0.50			1業務当たり

### 3-7 報告書作成

#### (1) 業務内容

富山県橋梁維持管理システムから点検調書を打ち出し、報告書にとりまとめる。

#### (2) 標準歩掛

単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
報告書作成			0.50		0.50	1業務当たり

報告書作成については、標準歩掛に総点検面積  $\Sigma A$  [m<sup>2</sup>] に応じた補正率  $\delta$  を掛けて補正するものとする。

$$\delta = 0.5 + 0.0002 \times \Sigma A$$

$\delta$  : 補正係数

$\Sigma A$  : 総点検面積 [m<sup>2</sup>]

A : 点検面積 [m<sup>2</sup>] A = 橋長 [m] × 全幅員 (地覆外縁間距離) [m]

## 4 直接経費

### 4-1 機械器具費

#### (1) ライトバン運転経費

##### ① 運転経費

##### ア 運転時間

現地踏査及び現地点検において、橋梁間の移動に必要な時間であり、移動時間は、1日当たり1.5時間を標準とする。

##### イ 供用日

現地踏査については、1日当たり6橋を標準とする。

現地点検については、3-3に準じて対象橋梁に応じた供用日を算出する。

##### ② 単価表

[1日当たり]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	ℓ				2.6ℓ/h × Th
損料	ライトバン1500cc	h	T			運転時間当たり損料
損料	ライトバン1500cc	日	1			供用日当たり損料

#### (2) 高所作業車運転経費

##### ① 高所作業車運転経費

点検において、高所作業車を要する場合は、運転経費を計上する。

供用日は、3-3に準じて算出する。

##### ② 高所作業車単価表

[1日当たり]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手	(一般)	人				
燃料費	軽油	ℓ				運転1h燃料消費量 × Oh
機械損料		h				運転時間当たり損料
諸雑費		式	1			

注) 1 運転手の職種について、高所作業車規格「作業床高10m以上」の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合は一般運転手を計上する。

2 1日当たりの運転時間は、5時間を標準とする。

(3) 橋梁点検車運転経費

① 橋梁点検車運転経費

点検において、橋梁点検車を要する場合は、運転経費を計上する。

供用日は、3-3に準じて算出する。

③ 橋梁点検車単価表

[1日当たり]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手	(一般)	人	1			
燃料費	軽油	ℓ				運転1h燃料消費量×〇h
機械賃料	(BT-200相当)	台・日	1			供用日当たり賃料

注) 1 運転手の職種について、橋梁点検車が「高所作業10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合は一般運転手を計上する。

2 1日当たりの運転時間は、5時間を標準とする。

3 橋梁点検車 BT-200 の運転1h燃料消費量の算出方法は以下のとおりとする。

キャリア最大出力：114(kW)

運転1h燃料消費率：0.040(L/kW・h)

$114(\text{kW}) \times 0.040(\text{L/kW} \cdot \text{h}) = 4.56 \div 4.6(\text{L/h})$

4 橋梁点検車 BT-400 相当の運転1h燃料消費量は「土木工事標準積算基準(機械損料表)」を参照。

4-2 安全費

安全管理を目的とし、点検に当たり、常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全に努めるものとする。

交通誘導員等の安全費は現地状況等を勘案し、必要に応じ、適切に計上するものとする。

4-3 仮設費

点検に「点検用足場」が必要なものは、別途計上するものとする。

4-4 電子成果品作成費

「設計業務等標準積算基準書(富山県土木部)」の「設計業務等積算基準」によるものとし、「その他設計業務」を適用する。

5 その他原価

「設計業務等標準積算基準書(富山県土木部)」の「設計業務等積算基準」による。

6 一般管理費等

「設計業務等標準積算基準書(富山県土木部)」の「設計業務等積算基準」による。

# 富山県橋梁定期点検（レベル2点検）業務積算基準（2回目以降点検）

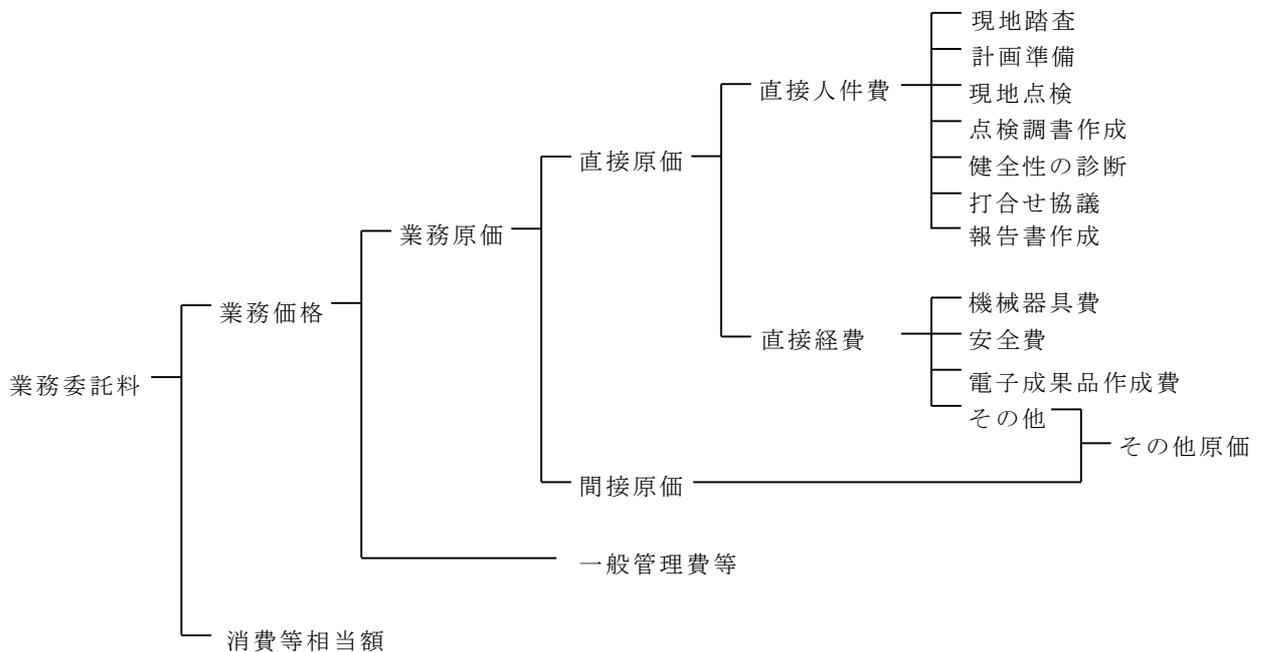
## 1 適用範囲

この積算基準は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）」に基づき実施する**小規模橋梁（15m未満）や簡易な構造の橋梁（単純床版、単純RCT・PCT、溝橋など）の2回目以降の橋梁定期点検（レベル2点検）に適用**する。

なお、本積算基準に記載のない事項については、富山県土木部の「設計業務等共通仕様書」による。

## 2 業務委託料の構成

積算体系は、「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」に準じる。



## 3 直接人件費

### 3-1 現地踏査

#### (1) 業務内容

業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、設計図書との整合性、橋梁の立地環境、交通規制の要否、近接手段等について、現地の状況を調査・把握する。現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施するものとする。

#### (2) 標準歩掛

単位[人]

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	摘要
現地踏査	0.50				0.50	10橋当たり

注) 橋梁間の移動時間を含む。

### 3-2 計画準備

#### (1) 業務内容

- ① 業務を実施するにあたり、必要となる既存資料の収集を行う。
- ② 富山県橋梁維持管理システムから点検対象橋梁の調書を出力する。
- ③ 次の事項を記載した業務実施計画書を作成する。
  - a 業務概要            b 実施方針            c 業務工程
  - d 業務組織計画        e 打合せ計画        f 成果品の内容、部数
  - g 使用する主な図書及び基準      h 連絡体制（緊急時含む）
  - i 屋外で行う業務において使用する主な機器      j その他
- ④ 既存資料の収集および業務計画書の作成にあたっては、既存の定期点検の記録等を活用して実施するものとする。

#### (2) 標準歩掛

単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
計画準備		0.20		0.20		10橋当たり

### 3-3 現地点検

#### (1) 業務内容

1編成は、橋梁点検員1名、点検補助員2名を標準とする。

- ① 地上から徒歩、梯子等により、全径間の全部材の近接目視点検を行う。また、必要に応じて、触診や打音検査を行う。
- ② 損傷の評価は、損傷等級を3段階に区分することを基本とし、8分割した各パネルに対して損傷等級を評価し記録する。部材全体へのひろがりや評価しにくい損傷種類に対しては、有無を記録する。（「富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）」8.2損傷等級の判定区分に基づく）
- ③ 損傷の状況、程度、位置等がわかるよう写真撮影及び損傷図（ポンチ絵程度）の作成を行う。損傷図の作成にあたっては、既存の定期点検の記録等を活用して実施するものとする。

#### (2) 標準歩掛（交通整理員等が必要な場合は、別途積上げる。）

単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
現地点検	2.00				4.00	10橋当たり

### 3-4 点検調書作成

#### (1) 業務内容

現地点検の結果を整理し、次の事項等を富山県橋梁維持管理システムに入力する。

- ① 工種・部材・材料ごとの損傷程度の評価
- ② 損傷図（ポンチ絵程度）

③ 損傷写真

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
点検調書作成			0.50	2.00	2.00	10橋当たり

3-5 健全性の診断

(1) 業務内容

緊急的な対策が必要と判断される損傷とそれ以外の損傷に区分し、部材単位及び橋梁単位で「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」(平成26年国土交通省告示第426号)に基づき、健全性を診断する。また、富山県橋梁維持管理システムに所見を入力する。

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
健全性の診断	0.50		0.50		1.50	10橋当たり

3-6 打合せ協議

(1) 業務内容

① 業務着手時打合せ

業務計画書を基に、調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、富山県橋梁点検マニュアル、富山県橋梁維持管理システム等の点検に必要な資料等の貸与を行う。

② 中間打合せ

健全性診断時の1回を標準とし、打合せを行う。

③ 成果品納入時打合せ

成果品のまとめが完了した時点で打合せを行う。

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
業務着手時 打合せ	0.50		0.50			1業務当たり
中間打合せ		0.50	0.50			1業務当たり
成果品納入時 打合せ	0.50		0.50			1業務当たり

3-7 報告書作成

(1) 業務内容

富山県橋梁維持管理システムから点検調書を打ち出し、報告書にとりまとめる。

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
報告書作成			0.30		0.30	10橋当たり

#### 4 直接経費

##### 4-1 機械器具費

###### ライトバン運転経費

###### ① 運転経費

###### ア 運転時間

現地踏査及び現地点検において、橋梁間の移動に必要な時間であり、移動時間は、1日当たり1.5時間を標準とする。

###### イ 供用日

現地踏査については、1日当たり20橋を標準とする。

現地点検については、3-3に準じて対象橋梁に応じた供用日を算出する。

###### ② 単価表

[1日当たり]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	ℓ				2.6ℓ/h×Th
損料	ライトバン1500cc	h	T			運転時間当たり損料
損料	ライトバン1500cc	日	1			供用日当たり損料

##### 4-2 安全費

安全管理を目的とし、点検に当たり、常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全に努めるものとする。

交通誘導員等の安全費は現地状況等を勘案し、必要に応じ、適切に計上するものとする。

##### 4-3 電子成果品作成費

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」によるものとし、「その他設計業務」を適用する。

#### 5 その他原価

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」による。

#### 6 一般管理費等

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」による。

## 富山県橋梁定期点検（レベル2点検）業務積算基準（初回点検）

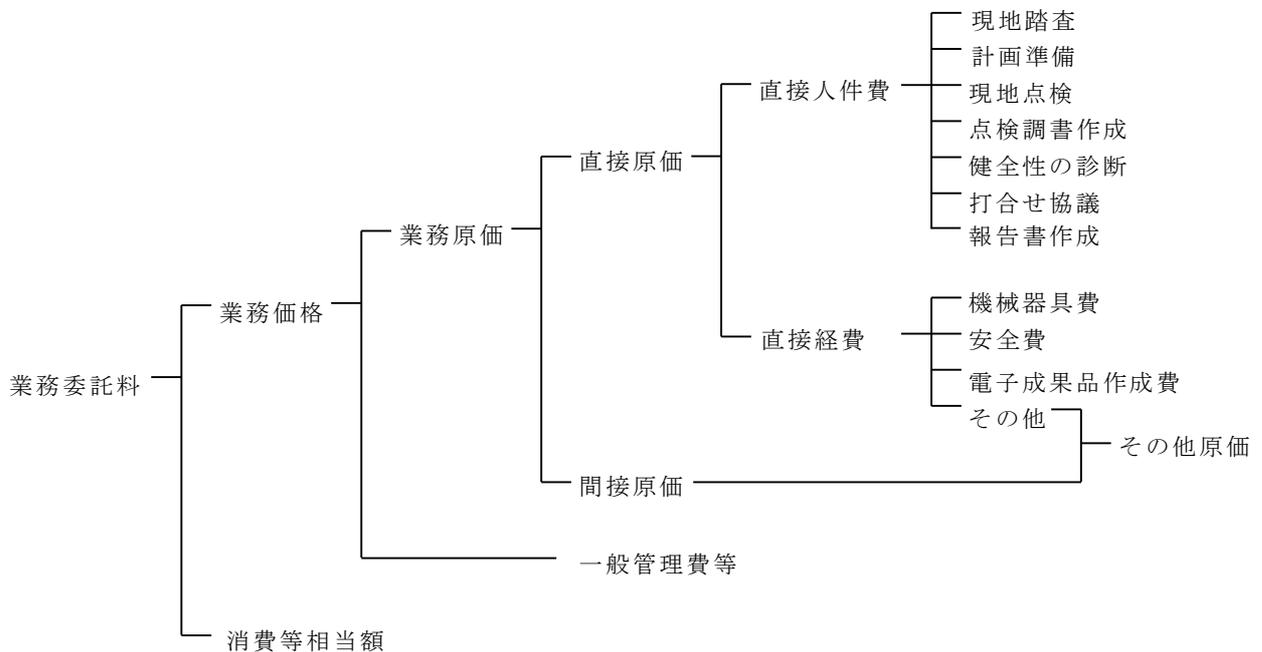
### 1 適用範囲

この積算基準は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）」に基づき実施する**小規模橋梁（15m未満）や簡易な構造の橋梁（単純床版、単純RCT・PCT、溝橋など）の初回の橋梁定期点検（レベル2点検）に適用**する。

なお、本積算基準に記載のない事項については、富山県土木部の「設計業務等共通仕様書」による。

### 2 業務委託料の構成

積算体系は、「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」に準じる。



### 3 直接人件費

#### 3-1 現地踏査

##### (1) 業務内容

業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、設計図書との整合性、橋梁の立地環境、交通規制の要否、近接手段等について、現地の状況を調査・把握する。

##### (2) 標準歩掛

単位[人]

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	摘要
現地踏査	0.50				0.50	10橋当たり

注) 橋梁間の移動時間を含む。

#### 3-2 計画準備

##### (1) 業務内容

- ① 業務を実施するにあたり、必要となる既存資料の収集を行う。
- ② 富山県橋梁維持管理システムから点検対象橋梁の調書を出力する。
- ③ 次の事項を記載した業務実施計画書を作成する。
  - a 業務概要            b 実施方針            c 業務工程
  - d 業務組織計画        e 打合せ計画        f 成果品の内容、部数
  - g 使用する主な図書及び基準      h 連絡体制（緊急時含む）
  - i 屋外で行う業務において使用する主な機器      j その他

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
計画準備		0.20		0.20		10橋当たり

### 3-3 現地点検

(1) 業務内容

1 編成は、橋梁点検員1名、点検補助員2名を標準とする。

- ① 地上から徒歩、梯子等により、全径間の全部材の近接目視点検を行う。また、必要に応じて、触診や打音検査を行う。
- ② 損傷の評価は、損傷等級を3段階に区分することを基本とし、8分割した各パネルに対して損傷等級を評価し記録する。部材全体へのひろがりや評価しにくい損傷種類に対しては、有無を記録する。（「富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）」8.2損傷等級の判定区分に基づく）
- ③ 損傷の状況、程度、位置等がわかるよう写真撮影及び損傷図（ポンチ絵程度）の作成を行う。

(2) 標準歩掛（交通整理員等が必要な場合は、別途積上げる。）

単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
現地点検	2.00				4.00	10橋当たり

### 3-4 点検調書作成

(1) 業務内容

現地点検の結果を整理し、次の事項等を富山県橋梁維持管理システムに入力する。

- ① 工種・部材・材料ごとの損傷程度の評価
- ② 損傷図（ポンチ絵程度）
- ③ 損傷写真

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
点検調書作成			0.50	2.50	2.50	10橋当たり

### 3-5 健全性の診断

(1) 業務内容

緊急的な対策が必要と判断される損傷とそれ以外の損傷に区分し、部材単位及び橋梁単位で「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」（平成26年国土交通省告示第426号）に基づき、健全性を診断する。また、富山県橋梁維持管理システムに所見を入力する。

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
健全性の診断	0.50		0.50		1.50	10橋当たり

### 3-6 打合せ協議

(1) 業務内容

① 業務着手時打合せ

業務計画書を基に、調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、富山県橋梁点検マニュアル、富山県橋梁維持管理システム等の点検に必要な資料等の貸与を行う。

② 中間打合せ

健全性診断時の1回を標準とし、打合せを行う。

③ 成果品納入時打合せ

成果品のまとめが完了した時点で打合せを行う。

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
業務着手時 打合せ	0.50		0.50			1業務当たり
中間打合せ		0.50	0.50			1業務当たり
成果品納入時 打合せ	0.50		0.50			1業務当たり

### 3-7 報告書作成

(1) 業務内容

富山県橋梁維持管理システムから点検調書を打ち出し、報告書にとりまとめる。

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
報告書作成			0.30		0.30	10橋当たり

## 4 直接経費

### 4-1 機械器具費

#### ライトバン運転経費

① 運転経費

ア 運転時間

現地踏査及び現地点検において、橋梁間の移動に必要な時間であり、移動時

間は、1日当たり1.5時間を標準とする。

イ 供用日

現地踏査については、1日当たり20橋を標準とする。

現地点検については、3-3に準じて対象橋梁に応じた供用日を算出する。

② 単価表

[1日当たり]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	ℓ				2.6ℓ/h×Th
損料	ライトバン1500cc	h	T			運転時間当たり損料
損料	ライトバン1500cc	日	1			供用日当たり損料

4-2 安全費

安全管理を目的とし、点検に当たり、常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全に努めるものとする。

交通誘導員等の安全費は現地状況等を勘案し、必要に応じ、適切に計上するものとする。

4-3 電子成果品作成費

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」によるものとし、「その他設計業務」を適用する。

5 その他原価

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」による。

6 一般管理費等

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」による。

# 富山県橋梁定期点検（橋長 5 m 程度の橋梁を対象としたレベル 2 点検）業務積算基準 （2 回目以降点検）

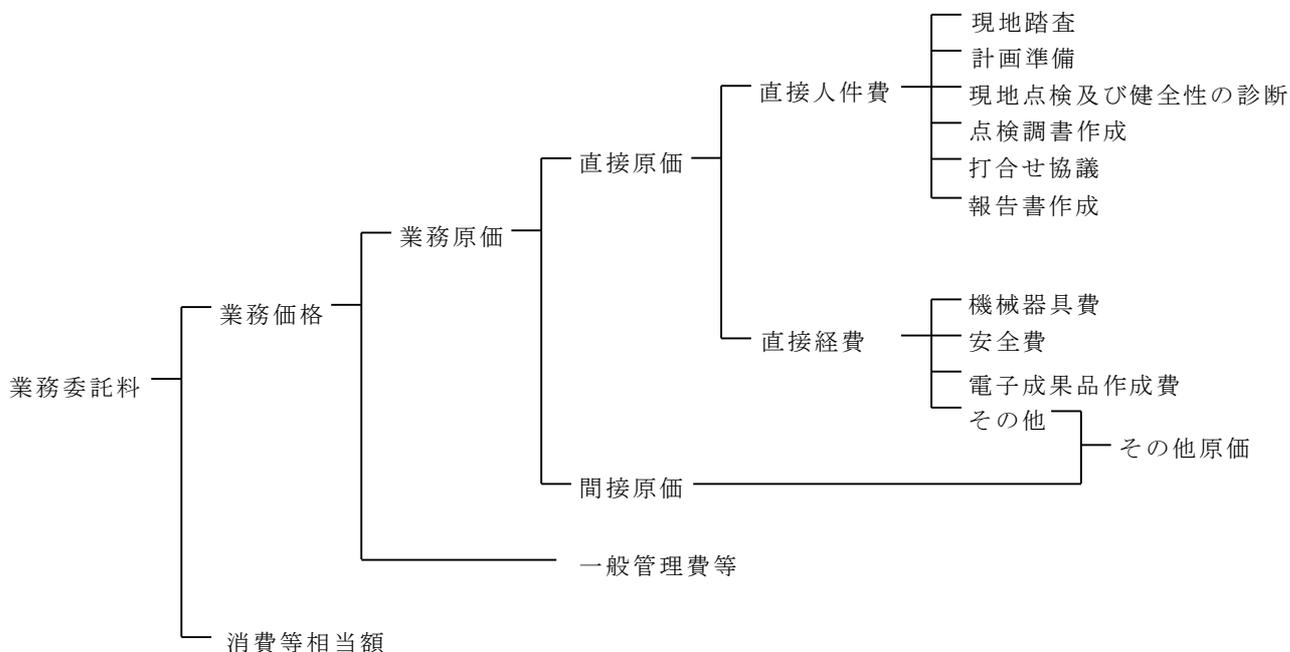
## 1 適用範囲

この積算基準は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和 2 年 4 月改訂）」に基づき実施する **橋長 5 m 程度の橋梁（小規模な床版橋等）を対象とした 2 回目以降の橋梁定期点検（レベル 2 点検）に適用**する。橋梁定期点検時に、仮設足場、高所作業車及び橋梁点検車が必要となる橋梁は適用外とする。

なお、本積算基準に記載のない事項については、富山県土木部の「設計業務等共通仕様書」による。

## 2 業務委託料の構成

積算体系は、「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」に準じる。



## 3 直接人件費

### 3-1 現地踏査

#### (1) 業務内容

業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、設計図書との整合性、橋梁の立地環境、交通規制の要否、近接手段等について、現地の状況を調査・把握する。現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施するものとする。

#### (2) 標準歩掛

単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
現地踏査	0.50				0.50	10橋当たり

注) 橋梁間の移動時間を含む。

### 3-2 計画準備

#### (1) 業務内容

- ① 業務を実施するにあたり、必要となる既存資料の収集を行う。
- ② 次の事項を記載した業務実施計画書を作成する。
  - a 業務概要            b 実施方針            c 業務工程
  - d 業務組織計画        e 打合せ計画        f 成果品の内容、部数
  - g 使用する主な図書及び基準      h 連絡体制（緊急時含む）
  - i 屋外で行う業務において使用する主な機器      j その他
- ③ 既存資料の収集および業務計画書の作成にあたっては、既存の定期点検の記録等を活用して実施するものとする。

#### (2) 標準歩掛

単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
計画準備		0.20		0.20		10橋当たり

### 3-3 現地点検及び健全性の診断

#### (1) 業務内容

1編成は、橋梁点検員1名、点検補助員1名を標準とする。

- ① 地上から全部材の近接目視点検を行う。また、必要に応じて、触診や打音検査を行う。
- ② 現地での健全性の診断では、損傷位置、損傷種類、判定区分、写真番号等を富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）（付録-2 レベル2点検の手引き「5. その他（橋長5m程度の橋梁の取り扱い）」）に基づき記録する。  
損傷図の作成にあたっては、既存の定期点検の記録等を活用して実施するものとする。

#### (2) 標準歩掛（交通整理員等が必要な場合は、別途積上げる。）

単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
現地点検及び健全性の診断	2.50				2.00	10橋当たり

### 3-4 点検調書作成

#### (1) 業務内容

現地点検及び健全性の診断の結果を整理し、次の事項等を富山県橋梁維持管理システムに入力する。

- ① 部材単位の健全性の診断結果（判定区分Ⅰ～Ⅳ）
- ② 部材単位の変状の種類
- ③ 橋梁毎の健全性の診断結果（判定区分Ⅰ～Ⅳ）
- ④ 損傷写真及び損傷図（ポンチ絵程度）

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	摘要
点検調書作成			0.50	2.00	2.00	10橋当たり

3-5 打合せ協議

(1) 業務内容

① 業務着手時打合せ

業務計画書を基に、調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、富山県橋梁点検マニュアル、富山県橋梁維持管理システム等の点検に必要な資料等の貸与を行う。

② 成果品納入時打合せ

成果品のまとめが完了した時点で打合せを行う。

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	摘要
業務着手時打合せ	0.50		0.50			1業務当たり
成果品納入時打合せ	0.50		0.50			1業務当たり

3-6 報告書作成

(1) 業務内容

富山県橋梁維持管理システムから点検調書を打ち出し、報告書にとりまとめる。

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	摘要
報告書作成			0.3		0.3	10橋当たり

4 直接経費

4-1 機械器具費

ライトバン運転経費

① 運転経費

ア 運転時間

現地踏査及び現地点検において、橋梁間の移動に必要な時間であり、移動時間は、1日当たり1.5時間を標準とする。

イ 供用日

現地踏査については、1日当たり20橋を標準とする。

現地点検については、3-3に準じて対象橋梁に応じた供用日を算出する。

② 単価表 [1日当たり]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	ℓ				2.6ℓ/h×Th
損料	ライトバン1500cc	h	T			運転時間当たり損料
損料	ライトバン1500cc	日	1			供用日当たり損料

#### 4-2 安全費

安全管理を目的とし、点検に当たり、常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全に努めるものとする。

交通誘導員等の安全費は現地状況等を勘案し、必要に応じ、適切に計上するものとする。

#### 4-3 電子成果品作成費

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」によるものとし、「その他設計業務」を適用する。

#### 5 その他原価

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」による。

#### 6 一般管理費等

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」による。

# 富山県橋梁定期点検（橋長5m程度の橋梁を対象としたレベル2点検）業務積算基準 （初回点検）

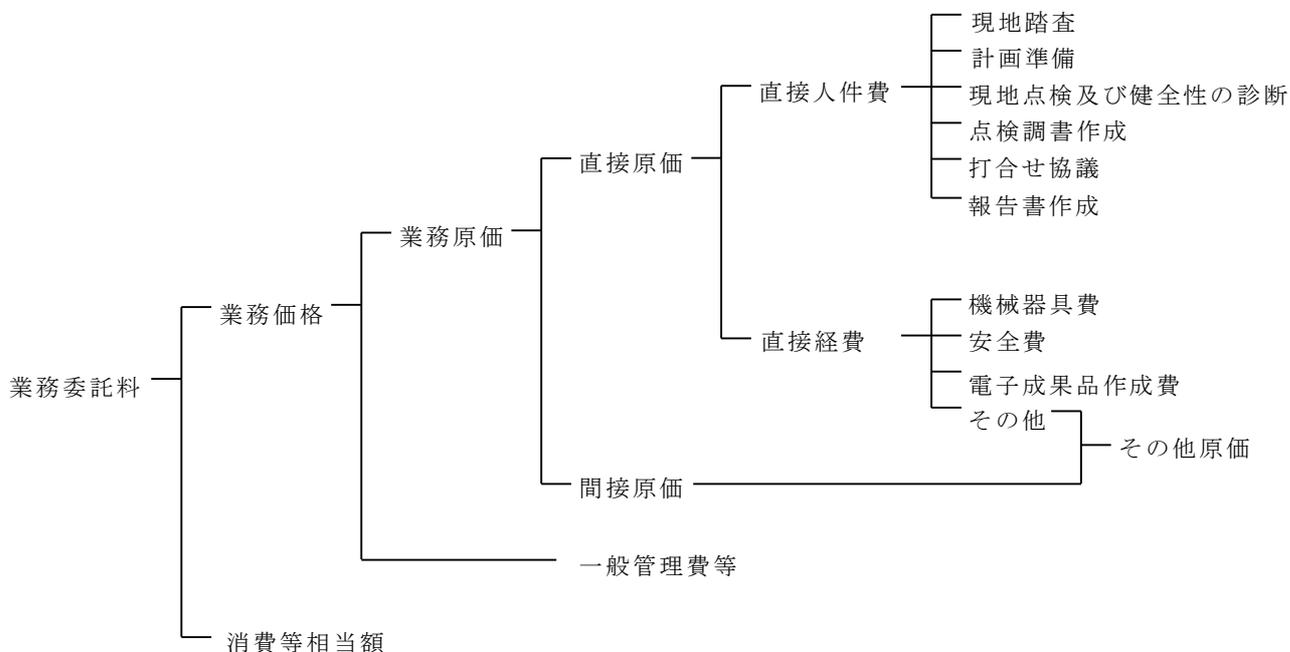
## 1 適用範囲

この積算基準は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）」に基づき実施する**橋長5m程度の橋梁（小規模な床版橋等）を対象とした初回の橋梁定期点検（レベル2点検）に適用**する。橋梁定期点検時に、仮設足場、高所作業車及び橋梁点検車が必要となる橋梁は適用外とする。

なお、本積算基準に記載のない事項については、富山県土木部の「設計業務等共通仕様書」による。

## 2 業務委託料の構成

積算体系は、「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」に準じる。



## 3 直接人件費

### 3-1 現地踏査

#### (1) 業務内容

業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、設計図書との整合性、橋梁の立地環境、交通規制の要否、近接手段等について、現地の状況を調査・把握する。

#### (2) 標準歩掛

単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
現地踏査	0.50				0.50	10橋当たり

注) 橋梁間の移動時間を含む。

### 3-2 計画準備

#### (1) 業務内容

- ① 業務を実施するにあたり、必要となる既存資料の収集を行う。
- ② 次の事項を記載した業務実施計画書を作成する。
  - a 業務概要            b 実施方針            c 業務工程
  - d 業務組織計画        e 打合せ計画        f 成果品の内容、部数
  - g 使用する主な図書及び基準    h 連絡体制（緊急時含む）
  - i 屋外で行う業務において使用する主な機器    j その他

#### (2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
計画準備		0.20		0.20		10橋当たり

### 3-3 現地点検及び健全性の診断

#### (1) 業務内容

- 1編成は、橋梁点検員1名、点検補助員1名を標準とする。
- ① 地上から全部材の近接目視点検を行う。また、必要に応じて、触診や打音検査を行う。
  - ② 現地での健全性の診断では、損傷位置、損傷種類、判定区分、写真番号等を富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）（付録-2 レベル2点検の手引き「5. その他（橋長5m程度の橋梁の取り扱い）」）に基づき記録する。

#### (2) 標準歩掛（交通整理員等が必要な場合は、別途積上げる。）

単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
現地点検及び健全性の診断	2.50				2.00	10橋当たり

### 3-4 点検調書作成

#### (1) 業務内容

現地点検及び健全性の診断の結果を整理し、次の事項等を富山県橋梁維持管理システムに入力する。

- ① 部材単位の健全性の診断結果（判定区分Ⅰ～Ⅳ）
- ② 部材単位の変状の種類
- ③ 橋梁毎の健全性の診断結果（判定区分Ⅰ～Ⅳ）
- ④ 損傷写真及び損傷図（ポンチ絵程度）

#### (2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
点検調書作成			0.50	2.50	2.50	10橋当たり

### 3-5 打合せ協議

#### (1) 業務内容

① 業務着手時打合せ

業務計画書を基に、調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、富山県橋梁点検マニュアル、富山県橋梁維持管理システム等の点検に必要な資料等の貸与を行う。

② 成果品納入時打合せ

成果品のまとめが完了した時点で打合せを行う。

(2) 標準歩掛

単位[人]

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	摘要
業務着手時打合せ	0.50		0.50			1業務当たり
成果品納入時打合せ	0.50		0.50			1業務当たり

3-6 報告書作成

(1) 業務内容

富山県橋梁維持管理システムから点検調書を打ち出し、報告書にとりまとめる。

(2) 標準歩掛

単位[人]

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	摘要
報告書作成			0.3		0.3	10橋当たり

4 直接経費

4-1 機械器具費

ライトバン運転経費

① 運転経費

ア 運転時間

現地踏査及び現地点検において、橋梁間の移動に必要な時間であり、移動時間は、1日当たり1.5時間を標準とする。

イ 供用日

現地踏査については、1日当たり20橋を標準とする。

現地点検については、3-3に準じて対象橋梁に応じた供用日を算出する。

② 単価表

[1日当たり]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	ℓ				2.6ℓ/h×Th
損料	ライトバン1500cc	h	T			運転時間当たり損料
損料	ライトバン1500cc	日	1			供用日当たり損料

4-2 安全費

安全管理を目的とし、点検に当たり、常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全に努めるものとする。

交通誘導員等の安全費は現地状況等を勘案し、必要に応じ、適切に計上するものとする。

4－3 電子成果品作成費

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」によるものとし、「その他設計業務」を適用する。

5 その他原価

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」による。

6 一般管理費等

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」による。